

# 【正上内公民館管理運営規定】

(趣旨)

第1条 運営委員会は、正上内公民館運営委員会規約の目的にそつて、正上内公民館(以下「公民館」という)の運営を適正かつ有効な利用を図るため、この運営規定を定める。

(名称)

第2条 施設の名称及び位置は次の通りとする。

名称 正上内公民館

位置 石岡市正上内12番12号

(維持及び整備計画)

第3条 委員長は、公民館が常時よい環境で利用できるよう維持対策及び整備計画をたてること。

(帳簿)

第4条 運営委員会は、次の諸帳簿を備えるものとする。

1) 利用日誌

2) 備品台帳

3) その他、委員長が必要と認めた帳簿

(利用者)

第5条 本施設は、区民の利用を原則とするが、委員長が承認した場合は区民以外の者でも使用することができる。但し営利目的の場合は除く。

(使用許可)

第6条 本施設利用者は、あらかじめ正上内公民館使用届(付図一1)を委員長に提出し、許可をうける。

但し、以下の場合は使用許可申請が無くても利用できる。

1) 休日を除く火曜日から金曜日の9時より16時とする。

2) 利用者は、個人又は少人数とし、部屋の占有はしない。

(使用許可の制限)

第7条 委員長は、次の各号に該当するときは施設の利用を許可しないことがある。

1) 公の秩序または善良なる風俗を乱すおそれが有ると認めたとき

2) 建物またはその付属施設及び備品などを毀損するおそれがあると認めるとき

3) その他、委員長が不相当と認めたとき

(使用料)

第8条 公民館の使用料は、別表1に定めるもののほか役員会において定める。

(使用料の減免)

第9条 前項に規定する使用料について、委員長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用許可の取り消し等)

第10条 委員長は、次の事項に該当するときは、その使用許可を取り消し、または使用中止若しくは変更させることができる。

1) この規定に違反したとき

2) 使用目的、または許可条件に違反したとき

3) その他、委員長が特に処置することが必要と認めるとき

(損害賠償)

第11条 使用者が施設若しくは備品等を滅失または毀損したときは、委員長は役員会に諮り、毀損額及び賠償の可否について決定し、使用者に請求するとともに、後日総会において報告し承認を得る。

(現状回復の義務)

第12条 使用者は、施設の使用が終わったときは、直ちに整理整頓を行い、使用前の状態に戻さなければならない。

使用によって発生したごみ、吸殻、空き缶、ビン類など全て持ち帰りとする。

また、指定場所以外でのタバコは禁止する。

(管理)

第13条 委員長は、役員とともに施設の維持管理に細心の配慮をし、また区民も一体となって協力するものとする。

(掃除当番制)

第14条 区民は、別に定める公民館掃除当番表により、清掃を行う。

別表1

公民館使用料

項目 時間	(単位;円)		
	昼 7:30~12:00	間 13:00~17:00	夜 17:00~21:00
和室	1,500	1,500	2,000
ホール	1,500	1,500	2,000

\* 正上内地区外居住者(子供会は除く)及び役員会が必要と認めた場合は上記金額を支払う。

\* 公共団体が公共の用に供した場合、使用者側に法令規則等により定額がある場合はその金額とする。

\* 改版履歴

初版	平成13年4月1日	
2版	平成21年4月1日	全体の見直し
3版	平成24年4月1日	使用料の見直し(個人的な使用も無料とした)
4版	平成26年4月1日	6条使用許可の追記 別表に子供会は除くことを追記